

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）は、開示請求の対象となる公文書である「公立学校職員懲戒処分等（文書訓告等含む）一覧：平成元年度以降」（以下、「本件公文書」という。）を特定し、改めて開示、不開示を判断して開示等をすべきである。

### 第 2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 9 日付けで実施機関に対し、「教育委員会教職員の過去 20 年の懲戒処分・免職のリスト」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、「公立学校教職員懲戒処分等一覧」を特定し、条例第 7 条第 2 号に該当することを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 3 月 23 日付け教人第 2751 号により審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 30 年 4 月 4 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、平成 30 年 6 月 21 日付け教人第 596 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件処分により部分開示した文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第 3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

部分開示ではなく、全開示を求める。

## 2 審査請求の理由

氏名が書かれている職員と黒塗りされている職員の差別に理解できないため。

## 第4 実施機関の弁明書（要旨）

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 2 弁明の内容

#### (1) 本件公文書について

本件公文書は、過去 20 年間において沖縄県教育委員会が行った懲戒処分に関する事項を一覧表に整理した文書として、処分年月日、被処分者の氏名、処分の種類、処分の対象となった非違行為の種類等が記載されているものであり、そのうち条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分は以下のとおりである。

① 停職、減給及び戒告処分における被処分者の氏名

② 免職事案のうち、児童生徒のプライバシー保護が特に強く求められる場合等における被処分者の氏名

#### (2) 懲戒処分の公表事項について

懲戒処分の公表については、懲戒処分の公表等に関する取扱要領（平成 13 年 8 月 16 日教育長決裁。以下「要領」という。）で定められ、平成 21 年 9 月の要領改正前までは、被処分者の職名、性別、年齢等が公表事項とされ、被処分者の氏名は含まれていなかったが、逮捕、起訴等に伴う報道発表で被処分者の氏名が明らかになっている場合には、その悪質性、社会的な影響等を総合的に検討し、被処分者の氏名を公表することがあった。

また、要領改正後は、改正前の公表事項に加え、免職事案に限り所属名及び氏名も公表することとなったが、児童生徒のプライバシー保護が特に強く求められる場合等は、公表しないことができることとされたため、児童生徒に対するわいせつ行為により免職処分とされた事案等については、被処分者の氏名を公表しないことがあった。

#### (3) 条例第7条第2号の該当性について

被処分者の氏名については、同号ただし書の、公務員の職務の遂行に係る情報であり、体罰等の職務遂行の過程において発生した非違行為について

は、基本的には開示すべきものとも考えられるが、職員が体罰等を行ったことは、職務遂行に関して非違行為があったことを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であり、当該職員の私生活上の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ない。

したがって、被処分者の氏名は、本号本文に該当する情報であり、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報を不開示と判断した。

なお、免職事案の一部につき、要領に則りこれを公表しているのは、教職員に対する公務員としての自覚の喚起と不祥事の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保するという公益上の理由による裁量的開示を行っているものである。

## 第5 弁明書に対する反論

実施機関は審査請求人へ、平成30年5月30日付で弁明書を送付し反論書の提出を求めたが、審査請求人から反論書の提出はなかった。

## 第6 審査会の判断理由

審査会におけるインカメラ審理による調査の過程で、実施機関が特定した文書は審査請求人が開示請求書に例示的に記載した事項を抽出し、本件公文書を加工して作成したものであることが判明した。

なお、条例第2条第2項によれば、「公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」旨を規定している。

また、開示請求権を定める条例第5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定しており、この開示請求権はあるがままの形で公文書を開示することを求める権利であると解され、実施機関は新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

よって、条例の趣旨を踏まえ、実施機関は開示請求の対象となる本件公文書を特定のうえ、本件公文書に基づいて開示等処分を再度行う必要があると判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤嶺 真也	弁護士	
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
三浦 毅	琉球大学 准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年6月22日	諮問書受理
平成30年8月7日	審議（第291回）
平成30年9月4日	審議（第292回） 実施機関の口頭説明
平成30年11月16日	審議（第296回）
平成30年12月14日	審議（第297回）
平成30年12月26日	審議（第298回）
平成31年2月4日	審議（第300回）